

## 小学生向けの SDGs 教育推進業務仕様書

### 1 委託業務名

小学生向けの SDGs 教育推進業務

### 2 業務目的

地域や社会の将来を担う児童に対して、SDGs に関する正しい知識を学び、且つ目標を達成するために「自分は何ができるのか」を考える機会を提供し、SDGs 理念に基づいた行動変容に繋げようとするもの。

### 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年1月30日（金）まで

### 4 業務概要

#### (1) 実施対象校

- ・ 高光小学校（市内高串2番耕地121番地1）
- ・ 宇和津小学校（市内妙典寺前乙640番地）
- ・ 鶴島小学校（市内文京町2番1号）
- ・ 明倫小学校（市内文京町4番1号）
- ・ 番城小学校（市内宮下甲201番地）
- ・ 天神小学校（市内丸穂字大土屋甲978番地）

計 6校

#### (2) 受講対象

原則、小学校5年生を対象とし、1校につき70名程度が受講。

ただし、小規模校においては、他学年の参加可否を発注者と要協議。

#### (3) 授業内容

参加児童がSDGsを身近な問題として理解できるよう、当市の基幹産業の一つである“水産業”をテーマに据え、海洋資源の保全や持続可能な利用方法、更には食をめぐる問題の解決方法なども考えることができる内容とすること。

また、受講後はSDGs理念に基づいた行動変容が期待できるよう工夫すること。

#### (4) 実施日時

契約締結後、発注者と協議のうえ決定。

なお、通常の授業時間の中で、当業務を実施するため休日や夜間など授業時間外には実施しないこと。

#### (5) 授業回数等

各校につき1回。

出前授業は2時限(※)を利用し、授業中は適宜トイレ休憩を設けること。(※) 小学校の1時限は45分であるため、出前授業は90分以内。

(6) 実施場所

原則、実施対象校の屋内運動場とする。

(7) その他

・対象6校の実施順は、発注者と実施日時を調整する中で要協議。

## 5 業務内容

(1) 授業内容の企画及び授業の実施

「2 業務目的」や「4 業務概要」に基づいた授業を行うこと。また、講義以外にも、グループワークなどの手法を用いて、児童が深い学びを実現できる授業とすること。

(2) 実施報告書の提出

業務完了後、実施内容の様子が分かる報告書(様式任意)を作成すること。

(3) その他

授業実施に必要な教材や人員等は、受託者で準備手配すること。

## 6 業務管理

- ①受託者は、契約締結後、直ちに受託者は発注者と実施日時を協議すること。
- ②契約期間中は、発注者側との連絡調整担当者を配置すること。
- ③受託者は、必要に応じて発注者側と適宜協議を行うなど、スムーズな業務執行を図ること。
- ④本業務の全部を第三者に委託し、または請け負わせることはできないが、業務を効率的に遂行する上で必要と思われる業務については、あらかじめ本市に書面により報告し、了承を得た上で、業務の一部を委託することができる。

## 7 成果物

本業務が完了後、次の成果物を速やかに本市に提出すること。

- ・報告書(様式任意) 1部
- ・電子データ(CD等)

## 8 その他

・本仕様書に掲載されている内容は、企画提案のために示しているものであり、本契約時の仕様書とは異なる場合がある。

- ・本仕様書に記載されていない事項は、本市と受託者の間で協議するものとする。